○高知県警察本部訓令の形式を左横書きに改正する訓令

平成13年７月３日

高知県警察本部訓令第９号

（趣旨）

第１条　この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている警察本部訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第２条　既存訓令のうち既に左横書きの形式で定められている警察本部訓令以外のもの（以下「既存縦書き訓令」という。）の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

（１）　既存縦書き訓令における右方はこの訓令による改正後の既存縦書き訓令（以下この項において「改正後訓令」という。）における上方とし、既存縦書き訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

（２）　改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

２　前項の規定は、既存縦書き訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び別記様式並びに縦書きとすることが適当と認められる別記様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第３条　既存縦書き訓令中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

(1)　漢数字（固有名詞の一部又は全部をなしている漢数字、熟語の一部をなすことによって数量を指示する意味の薄くなっている漢数字及び数量を指示する意味はもっているが慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢数字、概数を示す漢数字並びに数字の単位として用いられている万又は億で当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億を除く。）	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、３けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
(2)　号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
(3)　号を第１次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
(4)　号を第２次の段階で細分するために用いられている	左右を括弧で囲んだ

文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

２　前項の表(2)の項から(4)の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

３　前２項の規定によることが適当でないと認められるときは、本部長が別に定める。

第４条　既存訓令中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

ア　よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、「ャ」、「ュ」又は「ョ」
イ　促音に用いる「つ」又は「ツ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

２　前項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

３　前２項の規定によることが適当でないと認められるときは、本部長が別に定める。

(委任)

第５条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成13年９月１日から施行する。